

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
1 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進する。		有		
2 特に、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大する。	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 金融庁 国土交通省 文部科学省 消費者庁 法務省 警察庁	無	<p>【厚生労働省】令和元年9月27日、認知症施策推進関係閣僚会議幹事会関係省庁あてに事務連絡を发出し、小売業・金融機関・公共交通機関等、各省庁の関係機関に対する認知症サポーターの周知等についての依頼を行った。</p> <p>【金融庁】令和元年6月の大綱策定を踏まえ、業界団体との意見交換会において、各業界団体に対し引き続き認知症サポーターを養成するよう要請するとともに、各業界団体へ要請文を发出。</p> <p>【国土交通省】令和元年6月の大綱策定を踏まえ、公共交通機関等の事業者に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨を実施した。</p> <p>【文部科学省】各都道府県教育委員会や大学等関係機関等に事務連絡（令和元年10月）を发出し、子供・学生等や公民館・図書館等の職員に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨を依頼した。</p> <p>【消費者庁】R1年11月に通知を发出し、地域において認知症の方々と関わる機会の多い消費生活相談員、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構成員等に「認知症サポーター」養成講座の受講推奨を行った。</p> <p>【法務省】平成30年度には、刑事施設の基幹施設8庁において、刑務官に対する認知症サポーター養成研修を実施していたところ、令和元年度には対象施設を拡大し、女子刑事施設2庁を加えた10庁において同研修を実施し、認知症を有する受刑者等への適切な処遇の充実を図った。</p> <p>【警察庁】各都道府県警察において、警察本部職員や警察署員、新規に採用された警察学校の初任科生を対象に、部外有識者を招へいするなどして、「認知症サポーター養成講座」を実施した。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き、認知症サポーターの養成に努める。また、オンライン受講用の研修教材の作成や配信用サイトの構築など、受講機会拡大を図る取組を実施予定。</p> <p>【農林水産省】食品スーパー等の関係団体・企業との意見交換会等の機会を捉え、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を検討している。</p> <p>【経済産業省】認知症共生社会の実現に向けた製品・サービスの効果検証事業の採択事業者等に対して認知症についての基礎講座等を開催するとともに、認知症サポーター養成講座について周知する。</p> <p>【金融庁】引き続き、金融機関における認知症サポーターの養成に向け、各業界団体との意見交換会等の機会もとらえ、各金融機関の取組を後押ししていく。</p> <p>【国土交通省】適宜機会をとらえ、公共交通機関等の事業者に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨に努める。</p> <p>【文部科学省】各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を検討している。</p> <p>【消費者庁】養成講座受講促進のための働きかけを継続する。</p> <p>【法務省】令和2年度からは、同研修の対象施設を78庁に拡大しているところ、各施設において同研修を適切に実施し、認知症を有する受刑者等への適切な処遇の更なる充実を図っていく。</p> <p>【警察庁】引き続き、各都道府県警察において、部外有識者を招へいするなどして「認知症サポーター養成講座」を実施する。</p>
3 地域や職域などで行われている、創意工夫を凝らした先進的な認知症サポーターの取組事例を全国に紹介する。	厚生労働省	無	先進的な認知症サポーターの取組事例は表彰を行うことで周知しているが、令和元年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため表彰式が中止となった。	厚生労働省ホームページや老健局認知症施策・地域介護推進課のSNSを通じた周知活動に努める。
4 認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座（ステップアップ講座）の開催機会を拡大する。	厚生労働省	無	講座の開催機会拡大のため、認知症サポーター等養成事業実施要綱の見直しを行い、ステップアップ講座の実施の項目を追加し、都道府県・市町村がそれぞれの予算事業を活用できるようにした。また、「チームオレンジ運営の手引き」の中でステップアップ講座の実施方法等について示し、各都道府県・市町村へ配布し、実施を働きかけた。	引き続き、講座開催のための予算支援を実施。また、「チームオレンジ運営の手引き」の周知を図り、各都道府県・市町村での実施を働きかける。

5	子供・学生の認知症に関する理解促進のために、子供・学生向けの認知症サポーター養成講座の実施のほか、小・中・高等学校における認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動等を推進する。	文部科学省	無	・各都道府県教育委員会や大学等関係機関等に事務連絡(令和元年10月)を発出し、子供・学生等や公民館・図書館等の職員に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨を依頼した。 ・高齢者への理解を深める教育を推進するため、高齢者に関する内容を充実した新学習指導要領について、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、その趣旨の周知を図った。	・各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を検討している。 ・高齢者への理解を深める教育を推進するため、高齢者に関する内容を充実した新学習指導要領について、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、その趣旨の周知を図っていく。
6	全国キャラバン・メイト連絡協議会により表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を広く周知する。	厚生労働省	有		
7	本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして支援ができるよう、医療・介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修や認知症サポーターのステップアップ講座等において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を盛り込み普及する。	厚生労働省	有		
8	世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)及び月間(毎年9月)の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催する。	厚生労働省	有		
9	SNS(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室フェイスブック等)を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、認知症予防に関するエビデンス及び調査研究事業の成果物の紹介等を発信する。	厚生労働省	有		
10	認知症に関する情報を発信する場として図書館も積極的に活用する。認知症コーナーを設置する等の先進事例を普及する。	厚生労働省	無	公益社団法人日本図書館協会より情報提供のあった世界アルツハイマーデー及び月間における各地の図書館の認知症普及・啓発の取組事例を厚生労働省ホームページへ掲載し、周知を行った。	令和2年度も同様に、公益社団法人日本図書館協会より情報提供のあった各地の図書館での世界アルツハイマーデー及び月間における認知症普及・啓発の取組事例を厚生労働省ホームページへ掲載し、周知を行う。

(2) 相談先の周知

	KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
11	地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する。	厚生労働省	無	・認知症に関する相談体制整備に必要な予算を確保した。 ・令和2年3月、介護サービス情報公表システムを一部改修し、認知症に関する相談窓口に係る情報の公表についての機能を追加した。	・引き続き、認知症に関する相談体制整備に必要な予算を確保する。 ・介護サービス情報公表システムへの認知症疾患医療センター等の相談窓口の情報について充実を進める。
12	また、その際に「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。	厚生労働省	有		
13	福祉機関等を対象に、法テラスの法的支援の制度手続等について説明する機会を設けるなどして、更に周知する。	法務省	有		

(3) 認知症の人本人からの発信支援

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
14 認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組む。具体的には、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使(希望宣言大使(仮称))」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。	厚生労働省	有		
15 認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が務める「キャラバン・メイト大使(仮称)」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。	厚生労働省	有		
16 世界アルツハイマーデーや月間のイベント等においても、本人からの発信の機会を拡大する。	厚生労働省	有		
17 先に診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきて思いを共有できるピアサポーターによる心理面、生活面に関する早期からの支援など、認知症の人本人による相談活動を支援する。	厚生労働省	有		
18 診断直後の支えとなるよう、認知症の人の暮らし方やアドバイスなどをまとめた「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」、本人が今伝えたいことや自身の体験を話し合った「本人座談会(DVD)」を普及する。	厚生労働省	無	令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」を活用いただくよう周知を行った。また、厚生労働省ホームページへ「本人ガイド」や「本人座談会(映像)」を掲載し、適宜活用できる体制を整備した。	引き続き、全国会議や厚生労働省ホームページ等で「本人ガイド」や「本人座談会(映像)」の周知を通じて、普及に努める。
19 認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及する。	厚生労働省	無	令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、本人ミーティングの取組を一層普及するために作成した「本人ミーティング開催ガイドブック」の周知を行った。また、厚生労働省ホームページへ「本人ミーティング開催ガイドブック」を掲載し、適宜活用できる体制を整備した。	各都道府県・市町村の取組状況を調査・把握し、共有予定。引き続き、全国会議等で「本人ミーティング開催ガイドブック」の周知を行い、自治体が認知症の人の意見を反映させて行う施策(チームオレンジ、ケアパスの作成、ピアサポート活動など)を実施するにあたり、本人の意見を把握する手段として本人ミーティングの活用を勧める。
20 市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努める。	厚生労働省	有		

2. 予防

(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
21 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等を拡充する。	厚生労働省	有		
22 地区の公民館や公園等の地域において住民主体で行う介護予防に資する取組である、例えば高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」について、介護保険の保険者機能強化推進交付金も活用し、更に拡充する。また、市民農園や森林空間、市町村で実施するスポーツ教室、公民館等の社会教育施設における講座や大学の公開講座等、地域住民が幅広く活用できる場も最大限に活用し、認知症予防に資する可能性のある各種活動を推進する。	厚生労働省 農林水産省 文部科学省 国土交通省	無	<p>【厚生労働省】 ・一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会において、通いの場を始めとする介護予防の取組の推進等に関する取りまとめを令和元年12月に公表。 ・介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価</p> <p>【農林水産省】 (市民農園)「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を平成30年9月に施行し、市民農園を開設しやすくするとともに、農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策及び農山漁村活性化整備対策、農山漁村地域整備交付金による市民農園開設の支援を実施。(平成31年3月末時点の市民農園数:4,147農園)</p> <p>(森林空間)令和2年2月に、森林空間の活用を推進するための、企業、医療保険者、行政・団体等を対象とするフォーラム等を開催した。</p> <p>【文部科学省】 ・生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援した。 ・社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行った。また、それを広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った(参考:社会教育施設等における高齢者が参加できる学級・講座数:714,860(H29年度))。</p> <p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等により、高齢者等の運動の場となる都市公園の整備、自主的・継続的な運動プログラム等の取組を支援した。</p>	<p>【厚生労働省】 ・同取りまとめを踏まえ、より効果的な介護予防を実施できるよう、介護予防マニュアル(平成24年3月改定版)について、制度の見直しや最新のエビデンス等を踏まえた改定を行う予定。 ・第8期介護保険事業(支援)計画に向けて、通いの場の取組について、先進的な事例等を参考に類型化した事例集を作成予定。</p> <p>【農林水産省】 (市民農園)「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の周知を進めるとともに、各交付金による市民農園開設の支援を実施し、高齢者の生きがいをいづくりに資する市民農園の整備を推進。</p> <p>(森林空間)令和3年2月に、森林空間の活用を推進するための、企業、医療保険者、行政・団体等を対象とするフォーラム等を開催する予定。</p> <p>【文部科学省】 ・引き続き、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。 ・引き続き、社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。</p> <p>【国土交通省】引き続き社会資本整備総合交付金等により、高齢者等の運動の場となる都市公園の整備、自主的・継続的な運動プログラム等の取組を支援していく。</p>
23 また、これらの高齢者等が身近に通える場等における、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動についても、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防につながる可能性があり、推進する。	厚生労働省	無	令和元年度老健事業「認知症予防及び早期支援のための効果的な取り組みに関する研究事業」において報告書を作成。	令和2年度老健事業「認知症予防に資する効果的な取組事業に関する調査研究事業」において研究中。先行研究の整理とともに取組の工夫・課題・評価指標に関する検討し事例集作成、ガイドライン作成を行う。

(2) 予防に関するエビデンスの収集の推進

	KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
24	市町村においては、市町村の介護予防の事業や健康増進事業と連携した発症遅延や発症リスク低減（一次予防）のための取組、認知症初期集中支援チームによる訪問活動のほか、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携した早期発見・早期対応（二次予防）のための取組等を実施している。それらも参考にしながら、認知症の予防に資すると考えられる活動事例を収集し、全国に横展開する。	厚生労働省	有		
25	現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、予防法の確立に向けたデータの蓄積のため、国内外の認知症予防に関する論文等を収集し、認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きを作成する。	厚生労働省	有		
26	三次予防等の効果の向上を図るため、国が保有する介護保険総合データベース（介護レセプト・要介護認定情報等）のデータ活用を促進するとともに、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容等のリアルワールドデータ等の必要なデータを新たに収集するデータベース（CHASE）を構築する。	厚生労働省	有		

(3) 民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

	KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
27	認知症予防に資するとされる民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みを検討する。	経済産業省 厚生労働省	有		

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
28 地域包括支援センター、かかりつけ医等の地域機関は、関係機関間のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気付いて本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度老人保健健康増進等事業において、「認知症地域医療における連携体制のあり方に関する調査研究事業」等を実施。</li> <li>かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修等の継続的な実施。研修内容等の改訂。</li> <li>調査研究事業等を踏まえ、地域における早期発見・早期対応のあり方等を検討</li> </ul>
29 認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるよう努める。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を促進。</li> <li>認知症疾患医療センターの「日常生活支援機能」において、診断後適切な支援につながるよう相談支援等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修等の継続的な実施。研修内容等の改訂。</li> <li>調査研究事業等により認知症疾患医療センターの機能などを整理し、より効果的な取組について検討。</li> <li>老健事業「訪問看護師による認知症高齢者と家族支援に関する踏査研究事業」の実施。</li> </ul>
30 地域包括支援センターは、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口であり、入口相談機能を担っており、「地域包括支援センターの評価指標」や「保険者機能強化推進交付金」の活用による質の向上を図る。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や地域包括支援センターが、自ら実施する事業の内容を評価し、その結果を踏まえて、必要な人員体制の確保等につなげていく仕組みを設けており、令和元年中に実施した評価結果について、同年11月に全国の集計結果を周知した。</li> <li>また、保険者機能強化推進交付金においても、地域包括支援センターの体制の充実に関する指標を設け、必要な財政支援を行っている。</li> </ul>	引き続き、事業評価や保険者機能強化推進交付金の活用を通じて、地域包括支援センターの質の向上に努めていく。 (令和2年中に実施した事業評価の集計結果について、年内に周知する予定。)
31 医療・介護・福祉等の関係機関だけではなく、地域のスーパーマーケットや金融機関等の民間部門との連携も重要であり、例えば、スーパーマーケットの認知症サポーターが、買い物に来た高齢者の様子から認知症の可能性を感じた場合、まずは、温かく見守り、必要な場合はその場でできるサポートを行うことを基本としつつ必要に応じ、地域包括支援センター等の相談機関と連携する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターは、日頃から地域の関係機関とネットワークを構築し、必要な支援につなげていくこと等が求められており、厚生労働省のホームページにおいて、全国の地域包括支援センターの一覧を公表している。</li> <li>また、小売業・金融機関などの職種のサポーターに認知症の理解を深めてもらうために各業種における認知症サポーター対応力向上のDVDの普及を行い、地域包括支援センター等の相談機関の周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度老人保健健康増進等事業において、認知症の方やその家族を支援していく観点から、地域包括支援センターにおけるスーパーマーケットを含めた民間企業等との連携状況について把握していく。</li> <li>引き続き、各業種における認知症サポーター対応力向上のDVDの普及を通じて、地域包括支援センター等の相談機関の周知を行う。</li> </ul>
32 認知症地域支援推進員の先進的な活動事例を収集し全国に横展開するとともに、	厚生労働省	有		
33 推進員の質の評価や向上のための方策について検討する。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業において、認知症地域支援推進員の質の評価と向上のための方策について調査研究を実施している。	調査研究の成果物について、全国会議等での周知や厚生労働省ホームページへの掲載を予定。
34 医療・介護等の有機的な連携を推進する目的で作成された「認知症ライフサポート研修(認知症ケアに携わる多職種協働研修)テキスト」や「認知症者および家族への対応ガイドライン」等について、認知症地域支援推進員等による積極的な活用を推進する。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ライフサポート研修(認知症ケアに携わる他職種協働研修)テキスト」や「認知症者および家族への対応ガイドライン」の活用方策について調査研究を実施している。	調査研究の成果物について、全国会議等での周知や厚生労働省ホームページへの掲載を予定。
35 認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにする。 また、かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導、病院や診療所・自宅等への訪問等の場面における医師、看護師等による本人・家族への支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことが重要である。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医・歯科医師・薬剤師等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を促進。</li> <li>認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム等による、住民等への普及啓発を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する看護師等の認知症対応力向上研修の創設に向けて、調査研究事業を実施。</li> <li>老健事業「訪問看護師による認知症高齢者と家族支援に関する踏査研究事業」の実施。</li> <li>上記取組を進めつつ、各種認知症対応力向上研修の実施により、連携の深化を含め、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。</li> </ul>

36	かかりつけ医は、認知症の人の日常診療を行うとともに、適宜、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の支援を受けながら、認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応し、必要がある場合は、適切な医療機関等につなぐ。	厚生労働省	無	かかりつけ医認知症対応力向上研修及び認知症サポート医研修において、早期の気づきと連携を促進。	・研修等の継続的な実施により、連携の深化を含め、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。 ・各種研修内容等の改訂を適宜実施。
37	かかりつけ機能に加えて地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局等も、認知症の早期発見・早期対応における役割が期待される。これらの専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理、服薬指導、本人や家族への支援等を適切に行うことを推進する。	厚生労働省	無	かかりつけ医・歯科医師・薬剤師等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を促進	・研修等の継続的な実施により、連携の深化を含め、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。 ・各種研修内容等の改訂を適宜実施。
38	かかりつけ薬剤師・薬局による継続的な薬学管理と患者支援を推進するとともに、かかりつけ医等と協働して高齢者のポリファーマシー対策をはじめとした薬物療法の適正化のための取組を推進する。	厚生労働省	無	薬剤師の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を促進	・研修等の継続的な実施により、連携の深化を含め、早期に気づき・つなげる意識の醸成を図る。 ・研修内容等の改訂を適宜実施。
39	かかりつけ医や地域包括支援センターは、診断後の本人・家族に対する精神的支援や日常生活全般に関する支援が充実するよう、認知症疾患医療センター等の専門医療機関と連携する。	厚生労働省	無	・令和2年度老人保健健康増進等事業において、「認知症地域医療における連携体制のあり方に関する調査研究事業」等を実施。 ・かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携を推進。	・研修等の継続的な実施。研修内容等の改訂。 ・調査研究事業等を踏まえ、地域における早期発見・早期対応のあり方等を検討。
40	認知症の人にBPSDや身体合併症等が見られた場合にも、医療機関、介護施設等で適切な治療やリハビリテーションが実施されるとともに、当該医療機関、介護施設等での対応が固定化されないように、退院・退所後もそのときの容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築する。	厚生労働省	無	かかりつけ医等医療従事者及び介護従事者の認知症対応力向上研修を実施し、それぞれの役割に応じた対応力の向上を図るとともに、連携促進を図った。	研修等の継続的な実施により、連携の深化を含め、適時適切な支援体制の充実を図る。
41	その際、入院・外来による認知症の専門医療も循環型の仕組みの一環であるとの認識の下、その機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進める。	厚生労働省	無	かかりつけ医等医療従事者及び介護従事者の認知症対応力向上研修を実施し、それぞれの役割に応じた対応力の向上を図るとともに、連携促進を図った。	研修等の継続的な実施により、連携の深化を含め、適時適切な支援体制の充実を図る。
42	早期退院・退所を阻害する要因を検討した上で、地域における退院支援・地域連携クリティカルパスの作成を進め、医療機関・介護施設等からの円滑な退院・退所や在宅復帰を支援する。	厚生労働省	無	地域の実情に応じ、地域連携クリティカルパス等地域の医療機関等の情報共有ツール等を作成する他、認知症疾患医療センター等を中心とした医療・介護等関係機関による連携会議等を実施し、地域の実情に応じた支援体制の構築を図っている。	活用状況等を把握しつつ、必要に応じて効果的な活用等について検討。
43	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームは、ほぼ全ての市町村に設置された。今後は、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、先進的な活動事例を収集し全国に横展開するとともに、	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームにおける効果的な活動に関する調査研究事業」において、全国の認知症初期集中支援チームの活動状況を把握し、活動事例を収集することについて検討。	収集した事例の横展開を実施予定。
44	それらをもとに、チームの質の評価や向上のための方策について検討する。	厚生労働省	無	令和元年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チーム設置後の効果に関する調査研究事業」において、認知症初期集中支援チームの活動の評価指標について検討。	調査研究事業の結果を踏まえ、今後の初期集中支援チームのあり方を含め質の向上に向けた検討を実施。

45	都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、認知症疾患医療センターを計画的に整備する。	厚生労働省	有		
46	認知症疾患医療センターにはこうした役割が期待されており、センター内の相談機能の充実を通じた地域包括支援センター等をはじめとする地域の相談機関との連携を含め、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化する。	厚生労働省	無	・認知症疾患医療センターにおける診断後の相談支援を実施。 ・令和元年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの質の管理及び地域連携のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターの機能やあり方等について検討。	調査研究等の結果を踏まえ診断後の相談支援機能の充実を図り、地域の関係機関との連携推進のための検討を実施。
47	一般病院・介護施設においては、対応が困難な事例に苦慮している例もあり、認知症疾患医療センターによる助言・支援等を通じ、適切な対応が図られるよう検討を行う。	厚生労働省	無	・認知症疾患医療センターにおける診断後の相談支援を実施。 ・令和元年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの質の管理及び地域連携のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターの機能やあり方等について検討。	調査研究等の結果を踏まえ診断後の相談支援機能の充実を図り、地域の関係機関との連携推進のための検討を実施。
48	認知症疾患医療センターは、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めるとともに、	厚生労働省	無	認知症疾患医療センターによる、地域の関係機関との連携会議の開催や医療従事者及び介護従事者等への研修の開催等を通じてネットワークを構築。	調査研究等の結果を踏まえ診断後の相談支援機能の充実を図り、地域の関係機関との連携推進のための検討を実施。
49	認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行う。	厚生労働省	無	認知症疾患医療センターによる、地域の関係機関との連携会議の開催や医療従事者及び介護従事者等への研修の開催等を通じてネットワークを構築。	調査研究等の結果を踏まえ診断後の相談支援機能の充実を図り、地域の関係機関との連携推進のための検討を実施。
50	診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行う。	厚生労働省	無	認知症疾患医療センターにおける診断後の相談支援を実施。	調査研究等の結果を踏まえ診断後の相談支援機能の充実を図り、地域の関係機関との連携推進のための検討を実施。
51	引き続きこうした位置づけのもと、先進的な活動事例を収集し全国に横展開する。	厚生労働省	無	令和元年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの質の管理及び地域連携のあり方に関する調査研究事業」において、診断後の相談支援に関する事例収集及び事例を公開。	引き続き、調査研究事業等による効果的な取組の事例収集及び横展開等を実施。
52	地域の中で、認知症の容態や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス」が約6割の市町村で作成されている。未作成市町村における作成を促すとともに、	厚生労働省	有		
53	作成している市町村においては点検を行い、住民及び関係機関に広く周知する。その際に、認知症の人やその家族の意見を踏まえて行う。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用の促進に関する調査研究」を実施し、既存のケアパスの点検・更新を必要とする自治体向けの手引き作成に向けて取り組んでいる。	調査研究の成果物について、全国会議等での周知や厚生労働省ホームページへの掲載を予定。
54	「認知症ケアパス」の作成・点検にあたっては、認知症地域支援推進員が中心となり、地域住民の活動（インフォーマルサポート）を盛り込み、地域共生社会の実現を目指す。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用の促進に関する調査研究」を実施し、作成・点検時における認知症地域支援推進員の関わり方等について調査している。	調査研究の成果物について、全国会議等での周知や厚生労働省ホームページへの掲載を予定。
55	医療・介護関係者間の情報共有のツールとして、地域の実情に応じた認知症情報連携シートの効果的な活用を推進する。	厚生労働省	無	令和2年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（市町村版）の留意事項に、情報連携ツールに関する記載をし、活用の推進を図った。	令和3年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（市町村版）の留意事項に、情報連携ツールに関する記載をし、引き続き活用の推進を促す。



(2) 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
56 認知症の早期発見・早期対応、医療の提供等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上研修、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施する。	厚生労働省	有		
57 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等では、身体合併症への早期対応と認知症への適切な対応のバランスのとれた対応が求められている。身体合併症対応等を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、関係団体による研修も積極的に活用し、一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の受講を進める。	厚生労働省	有		
58 急性期病院をはじめとして、入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護師等は、医療における認知症への対応力を高める鍵となる。既存の関係団体の研修に加え、広く看護師等が認知症への対応に必要な知識・技能を修得することができるよう、関係団体の協力を得ながら研修を実施する。	厚生労働省	有		
59 病院以外の診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施についても検討する。	厚生労働省	有		
60 医療従事者等の認知症対応力向上研修においては、認知症の人を尊重し尊厳を守ることの重要性を受講者が理解できるよう努めるとともに、医学の進歩や医療・介護提供体制の変化に対応するため適宜、必要な見直しを行う。	厚生労働省	無	「歯科医師・薬剤師・看護職員向け認知症対応力向上研修の評価方法と受講後の実態に関する調査研究事業」「認知症対応力向上研修のあり方に関する調査研究事業」において、報告書、演習教材の作成。	「病院勤務以外の看護師等に対する認知症対応力向上研修のあり方に関する調査研究事業」「認知症対応力向上研修の研修教材に関する調査研究事業」において研究中。地域における認知症対応力向上を図る。

(3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
61 認知症の人が、それぞれの状況に応じて、適切な介護サービスを利用できるように、市町村及び都道府県は、介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画を適切に策定し、計画に基づいて介護サービス基盤を整備する。	厚生労働省	無	・令和2年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において事業計画の基本指針の骨格を示し、認知症施策推進大綱等を踏まえて事業計画を作成する旨、地方自治体に対して周知した。 ・各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、自治体の必要な介護サービス基盤を整備するための事業の支援を行った。	・令和2年7月の全国介護保険担当課長会議において基本指針案を示し、認知症施策推進大綱等を踏まえて、具体的に事業計画に記載すべき事項等について、地方自治体に対して周知した。 ・各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、自治体の必要な介護サービス基盤を整備するための事業の支援を引き続き行う。
62 介護従事者の処遇改善や就業促進、離職の防止など介護人材の確保については、介護職員の定着促進等を一層進めるため、2018年12月に「介護現場革新会議」を立ち上げ、3月に、「組織マネジメントの確立」「成功体験の共有等による職員のやる気の引き出し」「結婚・出産や子育てをしながら働ける環境づくりや、柔軟な働き方」「定年まで働ける賃金体系の確立」等を主な内容とする基本方針をとりまとめたところであり、今後、都道府県や政令市等におけるパイロット事業で得られた結果を踏まえ、業務仕分け、元気高齢者の活躍、ロボット・センサー・ICTの活用による介護現場の業務改善や介護業界のイメージ改善について、先進的な取組を全国に普及・展開する。	厚生労働省	有		

63	特に認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)については、認知症の人のみを対象としたサービスであり、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待される。また、地域に開かれた事業運営が行われないと、そのサービス形態から外部の目が届きにくくなるとの指摘もあることから、介護サービスの質の評価や利用者の安全確保を強化することについて、その方策の検討も含め取組を進める。	厚生労働省	無	認知症高齢者グループホームについては、 ・地域における認知症ケアの拠点として、在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止めることができるよう、短期利用として、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合などの一定の条件下(7日を限度、1事業所あたり1人まで等)で、定員を超えて受け入れができる「緊急時短期利用」の仕組みを設けている。 ・また、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置し、当該会議について概ね2月に1回以上開催することを義務付けている。	・認知症高齢者グループホームについては、本認知症施策推進大綱の記載も踏まえ、令和3年度介護報酬改定に向けて、現在、「緊急時短期利用」「運営推進会議」等について、社会保障審議会介護給付費分科会において議論を進めている。 ・また、令和3年度予算において、地域における認知症ケアの拠点として認知症高齢者グループホームなどを活用した認知症高齢者や家族に対する日常的・継続的な支援を提供するための伴走型支援拠点の整備を要求している。
64	その他のサービスにおいても、利用者の中の認知症の人の割合が増加する中、在宅の中重度の要介護者を含め、認知症への対応力を向上するための取組を推進する。	厚生労働省	無	「認知症施策のアウトカム指標実用化と推進のための調査研究事業」において報告書を作成。	「認知症介護指導者養成研修等のアウトカム評価に関する調査研究事業」「認知症介護実践者等研修の受講の組み合わせやカリキュラムに関する調査研究事業」において研究中。研修の効果や意義、及び課題の検討、最新の認知症施策の動向を踏まえたカリキュラム改定を検討し認知症ケアの充実を図る予定。
65	認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、BPSDを予防できるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修を推進する。	厚生労働省	有		
66	研修の推進にあたっては、eラーニングの部分的活用を含めた、受講者がより受講しやすい仕組みについて引き続き検討していく。	厚生労働省	無	「認知症介護従事者に対する研修の効果的な実施方法及び評価に関する調査研究事業」において報告書を作成。	認知症介護基礎研修の効果的な実施方法に関する調査研究事業において研究中。受講しやすく、学習効果の高い研修のあり方の検討を行う予定。

(4)医療・介護の手法の普及・開発

	KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
67	BPSDの予防やリスク低減、現場におけるケア手法の標準化に向けて、現場で行われているケアの事例収集やケアレジストリ研究、ビッグデータを活用した研究等をはじめとした効果的なケアのあり方に関する研究を推進する。	厚生労働省	有		
68	BPSDに投薬をもって対応するにあたっては、生活能力が低下しやすいことや服薬による副作用が生じやすいことなど高齢者の特性等を考慮した対応がなされる必要があり、「かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン(第2版)」等の普及を図る。	厚生労働省	無	認知症サポート医養成研修事業、かかりつけ医認知症対応力向上研修事業において普及。	左記について、引き続き実施していく。
69	BPSDの予防に関するガイドラインや治療指針を作成し周知する。	厚生労働省	有		
70	引き続き、これらの仕組みに基づき、行動の制限が必要な場合にあってはそれが適切に行われるようにするとともに、	厚生労働省	無	歯科医師・医療従事者・看護師等(病院勤務)の医療従事者認知症対応力向上研修、認知症介護基礎研修・認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修の介護従事者に対する認知症対応力向上研修においてBPSD理解・対応・ケア等について普及。	左記について、引き続き実施していく。
71	これら以外の医療・介護等の現場においてもこのような趣旨が徹底されるようにするための方策について検討する。	厚生労働省	無	同上	左記について、引き続き実施していく。
72	認知症の生活機能の改善を目的とした認知症のリハビリ技法の開発、先進的な取組の実態調査、事例収集及び効果検証を実施する。	厚生労働省	有		

73	人生の最終段階にあっても本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要である。特に認知症等により意思決定に困難を抱える場合には、例えば療養する場所や延命処置等について、将来選択を行わなければならない場面が来ることを念頭に、そのあり方について検討する。	厚生労働省	無	「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及等に向けた研究事業を令和元年度、令和2年度において実施。	意思決定支援ガイドラインの作成によりあり方について検討はされたが、本ガイドライン(P.13)に記載の通り、今後も定期的に見直ししていくことが必要であるという観点から、普及のみに留まらず、引き続き「そのあり方について検討する」とされており、引き続き調査研究での実態把握等を通じて、そのあり方について見直しが必要か確認していくこととする。
74	多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進する。このため、本人の特性に応じた意思決定支援を行うために策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を医療・介護従事者への研修において活用する。	厚生労働省	有		

(5) 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
75 高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要である。こうした観点から、育児休業・介護休業等又は介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に基づく介護休業等制度のさらなる周知を実施し活用の促進に取り組むとともに、企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援、仕事と介護の両立支援に取り組む企業への助成金の支給など、介護離職ゼロに向けた職場環境の整備に取り組む。	厚生労働省	有		
77 (介護者の負担軽減のため、通所介護や訪問看護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護等のサービスの活用を引き続き進めるとともに、) 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し地域の実情に応じた方法により普及する。	厚生労働省	有		
78 認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の人のBPSDの発症を予防したり、重症化を緩和したりすることも可能である。このため、心理的負担の軽減につながる効果も含め、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所等における家族教室や家族同士のピア活動について、好事例を収集する等の取組を促進する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度から令和3年度までの間、認知症介護者のためのインターネットを用いた自己学習及び支援プログラムの開発と有効性の検証のための厚生労働科学研究を実施している。</li> <li>家族教室や家族同士のピア活動についての事例を収集するため、令和2年度老人保健健康増進等事業において、認知症の人の家族が認知症を正しく理解し適切な対応につなげるための取組の普及促進に関する調査研究を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度まで厚生労働科学研究を継続予定。</li> <li>調査研究で収集する家族教室や家族同士のピア活動についての好事例を自治体等へ周知予定。</li> </ul>

認知症施策推進大綱 実施状況（令和2年6月末時点） 本文

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(1)「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
79 日常生活や地域生活における移動、消費、金融、小売等の様々な生活環境について、分野ごとに好事例の収集等を行い、認知症になっても利用しやすいよう改善や工夫を図る。	厚生労働省 経済産業省	無	【厚生労働省】平成31年4月に設立された「日本認知症官民協議会」の傘下にある、認知症バリアフリーワーキンググループにおいて、官民一体となり「接遇」と「契約」をテーマに、当事者団体からの課題や、経済団体・企業等からバリアフリーに資する先進的な取組の報告などを行い、議論をまとめた報告書を作成し公表。 【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、生活環境に関する課題・ニーズの整理を実施。また、「認知症共生社会の実現に向けた製品・サービスの効果検証事業」の公募を実施。	【厚生労働省】令和2年度認知症バリアフリーワーキンググループにおいて、認知症の人に対する接遇方法をまとめたガイドラインを作成予定。 【経済産業省】「認知症共生社会実現に向けた製品・サービスの効果検証事業」等を通じ、本人や家族のQOL等について効果検証を行い、好事例の収集等を実施予定。
80 公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化を推進するとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)の移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度による面的・一体的なバリアフリー化を推進する。	国土交通省 警察庁	有		
81 ハード面では、認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者や自動車の運転を避けたいと考えている高齢者に、自ら運転しなくても、移動できる手段を確保できるよう、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)により、地域の取組を推進する。あわせて、高齢化が進む中山間地域において、人流・物流を確保するため、自動運転移動サービスの実証・社会実装を推進する。また、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できる幅の広い歩道等の整備を推進する。加えて、踏切道に取り残された認知症高齢者等の歩行者を救済するため、検知能力の高い障害物検知装置や非常押しボタンの設置を推進する。 さらに、高速道路の逆走事故対策として、分岐部での物理的・視覚的対策、料金所開口部等の締切等を実施する。	国土交通省	有		
82 ソフト面では、認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。また、一定の規模以上の公共交通事業者に対し、従来のハード対策に加えて、認知症の人を含む高齢者等に対する対応などの接遇・研修のあり方を含む計画の作成、取組状況の報告及び公表等の義務づけを実施する。	国土交通省	無	公共交通事業者における認知症の人に対応するための「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」の別冊(認知症編)の策定に向けて、認知症の人・関係者の目線における公共交通事業者の対応の実態及びニーズの把握等するため、検討を開始。	「公共交通事業者等における認知症の人への接遇ガイドライン作成のための検討会」を立ち上げ、2020年8月に第1回目を開催。同年度内に当該ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。
83 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進及び高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実に関する各種施策を実施するとともに、全国交通安全運動等普及啓発活動を実施する。	内閣府	無	・「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月18日「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」決定)に基づき、「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」や「高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実」等を推進している。 ・令和2年春の全国交通安全運動(4/6～4/15)の全国重点として「高齢運転者等の安全運転の励行」を掲げ、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え)が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発を推進した。	・本年7月に関係省庁の局長級によるワーキングチームを開催し、関係省庁が実施している各種対策の進捗状況について報告を受け、引き続き関係省庁において高齢運転者の交通事故防止対策を推進していくことを確認した。 ・令和2年秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)の全国重点として「高齢運転者等の安全運転の励行」を掲げ、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え)が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発を推進した。

84	安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて関係省庁が連携して検討を行い、本年度内に方向性を得る。	警察庁	無	令和2年6月、道路交通法の一部を改正する法律が成立し、申請により、運転することができる自動車等の種類を一定の安全運転サポート車等に限定すること等を内容とする限定条件付免許制度が導入されることとなった(令和4年を目途に開始)。	安全運転サポート車の現状に関する実態調査や関係省庁・団体との検討等を行い、限定条件付免許の対象となる車両等について検討を進めていく。
85	地域の実情に応じ、見守り等を行うサービス付き高齢者向け住宅の整備を支援する。	国土交通省	有		
86	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づく、認知症の人を含む高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を推進する。	国土交通省	有		
87	認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制の構築を行う。	厚生労働省	有		
88	認知症サポーターによる認知症の人の見守り活動、居住支援協議会・居住支援法人、地域運営組織による高齢者等の見守りや生活支援に関する活動の支援等を通じて、地域の見守り体制の構築を支援する。	厚生労働省 国土交通省 総務省	(有)	【総務省】高齢者等の見守り等の活動を行っている地域運営組織の活動経費に対する地方公共団体による支援に対して、地方財政措置を講じている。 (総務省以外は別途KPI設定有り)	【総務省】引き続き、地方財政措置による支援を通じて、地域運営組織による高齢者等の見守り活動の実施を支援。 (総務省以外は別途KPI設定有り)
89	認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、既存の検索システムを把握し、広域検索時の連携体制を構築するとともに、検索ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及を図る。	厚生労働省	有		
90	行方不明者については、引き続き厚生労働省ホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方自治体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるようにする。	厚生労働省	無	・厚生労働省ホームページ上の特設サイトの管理を行い、都道府県のホームページのリンクの更新作業を行った。 ・令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県に対し、身元不明認知症高齢者等に関する情報の掲載に向けた積極的な取組をお願いした。	・厚生労働省ホームページ上の特設サイトの管理を継続する。 ・全国課長会議等で、特設サイトについての周知を行う。
91	地域共生社会の実現に向けて、地域共生に資する多様な地域活動の普及・促進を図るとともに、断らない相談支援、伴走型支援を行う包括的な支援体制等について検討する。	厚生労働省	無	地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法を改正(令和2年6月12日公布)。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業及びその財政支援を明記した。また、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組の普及・促進事業を通じて、多様な地域活動事例の収集等を行う企画を検討した。	改正法において新たな機能として創設された多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業をはじめ重層的支援体制整備事業に必要な予算を確保するとともに、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて各都道府県・市町村等に積極的な周知等を行う。また、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組の普及・促進事業を通じて、全国各地の多様な地域活動事例を収集し、広く行政・民間団体関係者に周知を行う。
92	自治体による介護予防、日常生活支援の事例等をまとめた「これからの地域づくり戦略」の冊子を活用し、自治体との意見交換を行いつつ地域づくりを推進する。	厚生労働省 (推進課、老健課)	無	令和元年度老人保健健康増進等事業において、地域資源の開発・充実と活用促進を図るため、「これからの地域づくり戦略」の冊子を用いて、全国でセミナー(全16回)を開催した。	「これからの地域づくり戦略」の冊子等を用いて、介護予防、日常生活支援の取組の推進に向けて自治体との意見交換会を開催する。

93	緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードを自治体に対し周知し、利用を促進する。	厚生労働省	有		
94	認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を地域ごとに構築する。	厚生労働省	有		
95	「認知症バリアフリー宣言(仮称)」の仕組みを検討し、さらに、宣言した企業等のうち、希望する団体に対する認証の仕組みを検討する。	厚生労働省	有		
96	「消費者志向経営優良事例表彰」、「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」「高齢社会フォーラム」の機会を活用し、事業者等による認知症に関する優れた取組を表彰する。	消費者庁 国土交通省 内閣府	無 (消費者 庁のみ 有)	<p>【国土交通省】令和2年1月に第13回「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を実施し、地域と連携して認知症の方をサポートする事業者の取組を表彰した。</p> <p>【消費者庁】内閣府特命担当大臣表彰を1件、消費者庁長官表彰を3件決定し、令和2年1月に、令和元年度消費者志向経営優良事例表彰表彰式を実施したところ。</p> <p>【内閣府】令和2年1月20日に東京において高齢社会フォーラムを開催した。「認知症になっても皆がゆるやかにつながる地域の創り方」をテーマの一つとして議論いただいた。</p>	<p>【国土交通省】令和3年1月に第14回「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を実施予定。</p> <p>【消費者庁】令和元年度と同様、令和2年度も内閣府特命担当大臣表彰、消費者庁長官表彰を決定し、表彰式を実施する予定。</p> <p>【内閣府】令和2年7月31日に閣議決定をされた令和2年版高齢社会白書において、青森県八戸市の成年後見制度利用促進に向けた取組事例を紹介しており、令和3年版高齢社会白書でも引き続き事例紹介を行っていく。</p>
97	認知症の本人の意見を踏まえて開発された商品・サービスの登録をする仕組みや、本人の意見を企業等へつなぐ仕組みを構築するとともに、商品開発等の好事例を収集し、認知症の人を含む高齢者が利用しやすい商品の開発等を支援する。	経済産業省	有		
98	認知症の人を含む高齢者が食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じず生活できる環境の整備に向けて、自治体を含む地域関係者と民間事業者等が連携した取組を後押しし、優良な事例を横展開する。	農林水産省	有		
99	買物しやすい環境整備(決済方法等)について検討する。	経済産業省	有		
100	後見制度支援信託やそれに並立・代替する預貯金(後見制度支援預金)の導入を推進する。	金融庁	有		

101	高齢者が保有している不動産を担保として、生活資金等の融資を行う取組(リバースモーゲージ)を普及する。	厚生労働省	無	生活福祉資金貸付制度における不動産担保型生活資金に関するチラシを作成し、令和元年11月に事務連絡を発出することで周知を図った。	不動産担保型生活資金について、引き続き、必要な方への周知及び貸付を行う。
102	全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関(権利擁護センター等を含む)の整備や市町村計画の策定を推進する。	厚生労働省	有		
103	成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。	厚生労働省	有		
104	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。	厚生労働省	有		
105	認知症の人を含む高齢者の消費相談は近年増加し、消費者トラブルに遭遇した場合の被害が多額かつ頻回となっている。このため、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制(消費者安全確保地域協議会)の構築を推進するとともに、政府広報等を通じて消費者被害に関する注意喚起を行う。	消費者庁	有		
106	高齢者虐待は依然として深刻な状況にある。このため、高齢者の虐待防止に向けた施策を推進する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査を平成18年より毎年実施することで施行状況を把握し、その結果を踏まえ、高齢者権利擁護等推進事業等の見直しを図った。</li> <li>・地域支援事業により介護サービス相談員の派遣を支援し、虐待の早期発見、介護サービスの質の向上を図るための環境整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、障害福祉サービスにおける対応を踏まえながら、介護保険サービスの各運営基準において、責任者を設置する等必要な体制の整備、従業者に対する研修受講などの体制強化に関する規定を設けることを社会保障審議会介護給付費分科会において検討し、検討結果に基づき必要な措置を講じる。</li> <li>・養介護施設において虐待防止研修の取組が容易となるよう、養介護施設従事者の虐待への意識・知識の向上などを内容とした「虐待防止プログラム」を策定し、令和3年度から効果的な虐待防止研修の実施ができるようホームページにおいて研修教材等を公開する。</li> </ul>

<p>107 虐待防止のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村において高齢者の安全の確認や通報等に係る事実確認のための措置を実施する。</li> <li>・地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくりを行う。</li> <li>・市町村における成年後見制度の首長申立てを周知し活用を促す。</li> <li>・身体拘束の実態を把握し、身体拘束ゼロに関する好事例の収集・発信を行う。</li> <li>・全国の法務局・地方法務局及びその支局における常設の人権相談所及び高齢者施設等の社会福祉施設や公民館における特設の人権相談所において、高齢者等をめぐる様々な人権問題について相談に応じる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、人権相談窓口の広報周知を行う。</li> </ul>	<p>厚生労働省 法務省</p>	<p>無</p>	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人権擁護委員や法務局職員が、高齢者等をめぐる様々な人権問題について、面談・電話等による相談に応じている。また、高齢者施設等の社会福祉施設や公民館において特設の人権相談所を開設しているほか、インターネット上でも人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を受け付けている。</li> <li>・人権相談等において虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。</li> <li>・救済措置には、法律的なアドバイスをする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</li> <li>・高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従業者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布している。</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における市町村長申立の実施状況を調査し、調査結果を公表することで、活用を促した。</li> <li>・高齢者権利擁護等推進事業にて、介護施設・サービス事業者への支援として、身体拘束ゼロ作戦推進会議や、市町村への支援としてネットワーク構築支援、市町村職員等の対応力強化研修など、虐待防止体制の推進を図った。</li> <li>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査を実施することで、身体拘束の件数等の把握を図った。</li> </ul>	<p>【法務省】引き続き、全国の法務局・地方法務局及びその支局における常設の人権相談所及び高齢者施設等の社会福祉施設や公民館における特設の人権相談所において、高齢者等をめぐる様々な人権問題について相談に応じる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、人権相談窓口の広報周知を行う。</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、毎年の実施状況の調査から、その経年変化を踏まえ、活用促進に向けた取組を行っていく。</li> <li>・高齢者権利擁護等推進事業にて、介護施設・サービス事業者への支援として、身体拘束ゼロ作戦推進会議や、市町村への支援としてネットワーク構築支援、市町村職員等の対応力強化研修等、虐待防止体制の推進を引き続き図る。</li> <li>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査を継続実施し、引き続き身体拘束の件数等の把握を図る。また、高齢者の権利擁護に関する取組事例の収集・発信を行う。</li> </ul>
<p>108 認知症の発症に備える民間保険や、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険が普及していくよう、各保険会社の取組を後押しする。</p>	<p>金融庁</p>	<p>有</p>	<p>（斜線表示）</p>	<p>（斜線表示）</p>
<p>109 いくつかの自治体において、早期診断の促進や行方不明時の捜索等と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援する取組が始まっている。これらの取組について事例を収集し、政策効果の分析を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>令和元年度の調査研究において、神戸市の取組を調査。また令和2年度の調査研究において、自治体における民間保険の取組について実態調査を行うと共に、その政策効果について分析を行っているところ。</p>	<p>左記の通り、政策効果について引き続き分析を行っていく。</p>
<p>110 適当な帰住先がない受刑者等が、釈放後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう、関係機関が連携して矯正施設在所中から必要な調整を行う「特別調整」等(出口支援)を推進する。認知症高齢受刑者の実態調査を行い、その結果を踏まえた処遇の在り方を検討する。</p>	<p>法務省 厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>【法務省】</p> <p>法務省においては、矯正施設及び保護観察所が地域生活定着支援センターと連携して、平成21年度から、高齢・障害等により自立が困難な受刑者等について、釈放後直ちに必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう、特別調整を始めとする福祉的支援に係る調整を行っている。また、平成22年度から毎年、「刑務所出所等に対する福祉支援に係る事例研究会」を開催し、特別調整の実施上の課題やその対応策について関係機関が協議を行う機会を設けている。さらに、矯正施設においては、平成30年度から刑事施設の基幹施設8庁、令和元年度から女子刑事施設2庁を加えた10庁において、認知症高齢受刑者の特性を踏まえた処遇の推進と実態把握のため、認知症スクリーニング検査等を実施しているところ、令和2年度は当該検査等の結果を踏まえ、検査結果の活用状況についてヒアリング調査を行った。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>法務省及び厚生労働省は、平成21年から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整等の取組を実施してきた。</p>	<p>【法務省】</p> <p>法務省は、矯正施設及び保護観察所において、地域生活定着支援センターと引き続き緊密な連携を図りながら、高齢・障害等により自立が困難な受刑者等に対する特別調整等の福祉的支援を推進する。また、左記の実態調査等の結果を踏まえて、今後の認知症高齢受刑者に対する処遇の在り方を引き続き検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>高齢又は障害により特に自立が困難な受刑者等に対し、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができるよう、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが中心となって、地域ネットワークの強化等により司法と福祉との多機関連携による支援を推進することとしている。</p>



111	起訴猶予者等に対する支援(入口支援)に関し、関係機関の連携の在り方について検討する。	法務省 厚生労働省	無	【法務省】 平成30年度から、厚生労働省と共に一層効果的な入口支援の実施方針を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討会を開催しており、令和2年3月、同検討会における検討結果を取りまとめた。  【厚生労働省】 法務省及び厚生労働省は、効果的な入口支援の実施方針を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会を設置し、検討を進めた。	【法務省】 検討会の検討結果に基づき、刑事司法関係機関の機能強化のための取組や、刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組等を推進していくこととしている。  【厚生労働省】 効果的な入口支援の実施方針を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会が取りまとめた報告書に基づき、施策の実施に向け、さらに検討していくこととしている。
-----	--	--------------	---	---	--

(2) 若年性認知症の人への支援

	KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
112	若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関や地域包括支援センター等における若年性認知症支援のハンドブックの配布、都道府県ごとの専門相談窓口の設置と相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置等の施策を引き続き推進する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)によって、都道府県や指定都市に対して、若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成や若年性認知症支援コーディネーターの設置を支援した。	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成や若年性認知症支援コーディネーターの設置への支援を継続する。
113	若年性認知症支援コーディネーターの活動に関する好事例を収集し、それをもとに効果的な配置のあり方やコーディネーターの資質の向上策について検討する。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業において、若年性認知症支援コーディネーターの効果的な配置の在り方等に関する調査研究を実施し、配置の状況や資質向上に向けた取組、好事例収集等に取り組む。	調査研究事業の結果をもとに、若年性認知症支援コーディネーターの効果的な配置の在り方や資質の向上策、好事例を都道府県へ周知する。
114	若年性認知症支援コーディネーターの役割として、就労・社会参加のネットワーク作りに加え、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワークづくりを推進する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)によって、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員等を構成員とする若年性認知症自立支援ネットワークの構築や若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施を支援した。	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員等を構成員とする若年性認知症自立支援ネットワークの構築や若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施への支援を継続する。
115	若年性認知症に関する電話相談を受けるための「若年性認知症コールセンター」について、運営を継続する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(全国若年性認知症支援センター運営事業)によって、「若年性認知症コールセンター」の運営を支援した。	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(全国若年性認知症支援センター運営事業)による、「若年性認知症コールセンター」の運営への支援を継続する。
116	障害者施策における就労継続支援事業所等での若年性認知症の人の受入れの実態を把握し、好事例を収集する。	厚生労働省	無	令和元年度障害者総合福祉推進事業「就労系障害福祉サービスにおける諸課題の把握と事例整理に関する調査研究」において就労継続支援事業所等での若年性認知症の受け入れ実態を把握し、事例を収集した。	関係団体等からのヒアリングを通じて引き続いて事例収集を行うと共に、厚生労働省のホームページ等を通じて、就労継続支援事業所等に取組事例等について情報提供を行う。
117	若年性認知症に対する今後の対策を検討するため、その実態把握と対応施策に関する調査研究を行う。	厚生労働省	有		

(3) 社会参加支援

	KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
118	認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、介護予防にもつながる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動やマルシェの開催等に参画する取組を推進する。	厚生労働省	無	・令和元年度に地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)を拡充し、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業の実施に関する企画・調整を認知症地域支援推進員の役割として位置づけた。 ・令和2年度老人保健健康増進等事業において、認知症地域支援推進員が行う認知症の人等の社会参加活動の体制整備に関する調査研究を実施し、社会参加活動支援の手引きを作成する。	・地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)による、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業の実施に関する企画・調整を担う認知症地域支援推進員の設置への支援を継続する。 ・認知症地域支援推進員が取り組む社会参加活動の体制整備の実施状況を調査・把握し、都道府県・市町村へ周知予定。 ・調査研究事業で作成予定の社会参加活動支援の手引きを、認知症地域支援推進員や市町村へ周知する。
119	自治体の社会教育部署等が行う社会教育施設での講座の受講による学びを通じた高齢者の地域社会への参画を促進する。	文部科学省	有		
120	通所介護(デイサービス)などの介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しするための方策について検討する。	厚生労働省	無	介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しするための方策について検討中。	引き続き介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しするための方策について検討。

認知症施策推進大綱 実施状況（令和2年6月末時点） 本文

5. 研究開発・産業促進・国際展開

(1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
121 「日本医療研究開発機構(AMED)」は、日本国内の研究機関等に対し、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発の支援を行う。	文部科学省 厚生労働省	無	【文部科学省】認知症やうつ病などの精神・神経疾患等の革新的診断・予防・治療法を確立し、精神・神経疾患等を克服することを最終目標として、発症に関わる脳神経回路や機能の解明に向けた研究開発及び基盤整備を推進した。 【厚生労働省】地域住民観察型コホート研究、臨床治験促進型コホート研究を促進し、リスク因子の解明、創薬ターゲットの発見および臨床治験の促進に努めている。および、画像および生体試料バイオマーカー研究を推進し、簡便で安価な診断法が開発され、早期診断に資するように努めている。	【文部科学省】引き続き、基礎段階から実用化までの研究開発について、脳科学研究推進プログラム(脳プロ)、革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト(革新脳)、戦略的国際脳科学研究推進プログラム(国際脳)などの複数の事業で推進する。 【厚生労働省】今後も同様に、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法の開発を推進する。
122 各研究機関は自らの事業としても認知症に関する研究開発を進める。	厚生労働省	無	長寿医療研究センターおよび大学等の各研究機関はAMEDと協同のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進めている。	今後も同様に、各研究機関はAMEDと協同のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進める。
123 例えば、認知症等の精神・神経疾患の発症や進行の仕組みを明らかにし、診断法や治療法の研究開発を進める。	文部科学省 厚生労働省	無	【文部科学省】 ①アルツハイマー病予防・治療薬の開発において、特定の疾患関連物質(アルカデインβ)に注目し、その制御候補を見出し、制御機序を同定した。 ②アルツハイマー病など認知症の脳内に蓄積するタンパク質の画像解析用薬剤を作製し、実際の患者の撮影画像を用いて解析ができることを確認した。 【厚生労働省】認知症においては、アミロイド、タウ、シヌクレイン等の分子病態に着目しながら病態メカニズムの解明および診断法、治療法の研究開発に努めている。	【文部科学省】①今後、より詳細にアルツハイマー病患者の脳内アルカデインβを定量し、病態の進行度との関係性を明確にしていく予定である。 ②開発した薬剤がアルツハイマー病を含む多様な認知症の脳画像解析に有用であり、それぞれの疾患を発症の早期から鑑別できることを確認しているところ、診断薬としての承認を得るための臨床試験を継続する。 【厚生労働省】今後も同様に、病態メカニズムの解明および診断法、治療法の研究開発に努めていく。
124 特に、糖尿病等の危険因子と認知症発症の関連解明を進める。	厚生労働省	無	軽度認知障害の見られる高齢の糖尿病罹患者を対象とした、糖尿病の治療による認知症発症予防への介入手法を評価するためのパイロット研究を実施した。	左記におけるパイロット研究にて、一定程度関連解明が進んだものと考えている。
125 ヒトの精神活動にとって重要な回路の同定等を行うことにより、精神・神経疾患の理解につなげる。	文部科学省 厚生労働省	無	【文部科学省】動物モデルを用いた行動選択に関する脳神経回路研究に資する複数の革新的な技術開発を行った。 【厚生労働省】現在、関連する研究開発を検討中である。	【文部科学省】動物モデルにおける行動選択に関する研究を推進し、他者の行動情報を処理、活用する脳活動を同定した。また、その脳活動が精神疾患との関連があることを示唆した(R2.10月)。引き続き、行動選択に関する研究を継続する。 【厚生労働省】今後、認知症発症者のBPSD発生に関わる病態基盤の解明を目指した研究開発を推進する予定である。
126 特に、ヒトの脳画像等の解析による精神・神経疾患の発症の仕組みの解明を進める。	文部科学省 厚生労働省	無	【文部科学省】 ・精神・神経疾患における脳機能の変化をMRIにより撮像し、疾患の責任神経回路を同定する研究を推進した。 ・認知症に関しては、アルツハイマー病とパーキンソン病の共通点、相違点を回路障害の観点から研究を進めている。 【厚生労働省】AMED研究「過興奮-伝播連関を標的とするタウ病態の解明と治療法開発」により、タウPETを用いた脳内画像診断法の開発とともに新たな認知症の治療標的となる病態の解明を進めた。	【文部科学省】引き続き、疾患の責任神経回路と障害を同定する研究を推進する。 【厚生労働省】認知症画像および生体バイオマーカーの関連性、相関性を検討することにより、病態の進行の全体像を把握し、病態の発症や進行の仕組みの解明に努める。
127 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進していく。	厚生労働省	無	・予防法に関しては、WHOの認知症リスクに関するガイドラインを翻訳し、Web上に公開した。どのような予防的介入プログラムが有効かに関しては長寿医療研究センターのJ-MNT研究(2019年～2022年)において研究中である。 ・診断法に関しては、血液中のアミロイドβおよびタウを測定し、アミロイドβに関してはPOCを確立している。さらなるバイオマーカー開発のため血液中の神経由来エクソソームの抽出を試みている。 ・BPSDに対応する介護モデルに関しては老健事業において検討を行った。	・予防法に関しては、J-MNT研究(2019年～2022年)においてさらに研究を進める。 ・診断法に関しては、さらなるバイオマーカー開発のため血液中の神経由来エクソソームの抽出法を確立する。 ・BPSDに対応する介護モデルに関しては、さらに検証を行う予定である。
128 特に、運動や難聴等の危険因子に対する予防介入研究や生体試料を活用した認知症の病態解明、認知症の診断や治療効果の評価に資するバイオマーカー開発、疾患修飾薬開発を推進するための研究を行う。	厚生労働省 文部科学省	有		

129	BPSDに対する予防法、治療法及びケア技術に関する研究開発を進める。	厚生労働省	無	「かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン」を作成し活用しているところである。 また、AMED研究「BPSDの解決につなげる各種評価法と、BPSDの包括的予防・治療指針の開発」および厚労科研「認知症の人やその家族の視点を重視した認知症にやさしい薬物療法のための研究」において、BPSDに対する予防法・治療法に関する研究開発を行った。	BPSDに対する予防法・治療法を視野においた研究開発を今後も継続する。
130	認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の効果を検証し、効果を評価するための指標の確立を図る。	経済産業省	有		
131	認知症の人の自立支援や介護者の負担軽減のため、日本の優れたロボット技術やセンサー、ICT技術を活用した機器開発等を行う。	厚生労働省 経済産業省 総務省	無	【厚生労働省】介護ロボットの開発・普及に向けて、①介護施設等(ニーズ側)・開発企業等(シーズ側)の一元的な相談窓口の設置、②リビングラボのネットワークの構築、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した。 【経済産業省】AMED「ロボット介護機器開発・標準化事業」において平成30年度より15件の開発を行ってきたところ。 【総務省】総務省では、今年度から国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)を通じ「認知症対応型AI・IoTシステム研究推進事業」を開始。	【厚生労働省】介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームについては相談窓口とリビングラボが相談や実証支援等を令和2年8月に開始したところであり、開発企業による相談件数は46件。(令和2年10月末現在)開始して間もないことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護現場での実証がしにくい等の理由が考えられる。オンライン相談の充実などにより、相談窓口とリビングラボが相談や実証支援等を行っていく。 【経済産業省】令和2年度に4件の新規採択を行った。 【総務省】各要素技術の研究開発を行うとともに、今年度中のグループホーム等での概念実証(POC)を行うための準備を実施。
132	介護現場のニーズに適した実用性の高い機器の開発が促進されるよう、開発の早い段階から現場のニーズの反映や試作機器についての介護現場での実証等を行う。	厚生労働省 経済産業省	無	【厚生労働省】介護ロボットの開発・普及に向けて、①介護施設等(ニーズ側)・開発企業等(シーズ側)の一元的な相談窓口の設置、②リビングラボのネットワークの構築、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した。 【経済産業省】AMED「ロボット介護機器開発・標準化事業」においては、採択の際、効果検証を行う介護施設や介護サービス事業者等との連携を条件としている。	【厚生労働省】介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームについては相談窓口とリビングラボが相談や実証支援等を今年8月に開始したところであり、開発企業による相談件数は46件。(令和2年10月末現在)開始して間もないことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護現場での実証がしにくい等の理由が考えられる。施設・事業所等へ周知・広報による実証施設の増加を促しつつ、相談窓口とリビングラボが相談や実証支援等を行っていく。 【経済産業省】引き続き、介護施設や介護サービス事業者等との連携を進め、ニーズの反映等を進める。
133	上記に加えて、認知症施策を推進し、行政的・社会的問題を解決するために必要な調査研究等を行う。	厚生労働省	無	老健事業等において調査研究を実施(認知症疾患医療センターの在り方について、認知症サポート医研修の在り方について、難聴と認知症の関係について、等々)。	今後も引き続き調査研究を行う予定。
134	特に、認知症の人や家族の生活の質を反映したアウトカム評価を含め定期的に認知症の人や家族の実態を把握するための調査、	厚生労働省	無	厚生科学特別研究「認知症施策推進大綱に基づく取組の評価方法検討に向けた研究」において、大綱における「共生」の評価方法に関して検討を行った	左記研究に基づき、今後調査と評価を行う予定。
135	家族負担軽減に焦点をあてた地域での生活を支援するための研究、地域移行及び地域における生活の維持のため、家族・介護者に情報提供することによってADL・IADLの維持向上を図るための研究開発等を実施する。	厚生労働省	無	認知症政策研究「認知症介護すあのためのインターネットを用いた自己学習および支援プログラムの開発と有効性の検証」を行っている。	左記研究はR3年度まで継続する。

(2) 研究基盤の構築

	KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
136	AMEDにおいて、日本国内の研究機関等に対し、コホート研究の推進や認知症の人等の登録の仕組みの構築、生体情報・試料等収集体制の構築を支援する。	厚生労働省	無	地域住民観察型コホート研究、臨床治験促進型コホート研究を促進し、リスク因子の解明、創薬ターゲットの発見および臨床治験の促進に努めている。および、画像および生体試料バイオマーカー研究を推進し、簡便で安価な診断法が開発され、早期診断に資するように努めてきた。	今後も同様に、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法の開発を推進する。
137	また、これらの推進に向けて様々な方策を検討する。各研究機関は自らの事業としてもこれら研究基盤の構築を進める。	厚生労働省	無	長寿医療研究センターおよび大学等の各研究機関はAMEDと協同のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進めてきた。	今後も同様に、各研究機関はAMEDと協同のもとに自らの事業としても認知症に関する研究開発を進める。
138	認知症の発症と進行の経緯、危険因子、予防因子を明らかにする全国規模のコホート研究(一万人コホート)。の中で、定期的に住民追跡調査を行う。	厚生労働省	無	約3年に1度の定期的な住民追跡調査を実施。	定期住民調査を継続する。

139	既存のコホート研究を整理したうえで、認知症発症前の人、軽度認知障害の人、認知症の人が研究や治験に参加する際に容易に登録できる仕組みを構築する。	厚生労働省	有		
140	生体情報・試料等の収集体制として、地域住民や認知症を含む精神・神経疾患の人を対象とするバイオバンクの構築など、研究を加速させ、研究成果を速やかに実用化につなげるための体制の構築を進める。	厚生労働省	無	大規模コホート研究(一万人コホート)においては運営委員会の承認の上で、外部関係者(企業等を含む共同研究)の二次利活用を実施する予定である。	本研究で得られた匿名化後のSNPアレイデータおよび全ゲノムシーケンスデータは、今後公的なデータベースに登録予定である。

(3)産業促進・国際展開

KPI/目標	所管	KPI設定	これまでの実施状況 (R2.6月末時点)	今後の取組内容 (R2.7月～10月現在までの取組を含む)
141 産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携・イノベーションの創出・社会実装を推進する。	経済産業省、厚生労働省	無	<p>【厚生労働省】認知症に係る諸問題への対応について、行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、取組を推進することを目指すべく、令和元年4月に「日本認知症官民協議会」が設立された。当該協議会傘下にある、「認知症バリアフリーワーキンググループ」では、認知症バリアフリー社会の実現に向け、「接遇」と「契約」をテーマに、当事者団体から課題や希望などの発表や、団体・企業から認知症バリアフリーに資する先進的な取組等の報告が行われ、議論をとりまとめ報告書を作成。(日本認知症官民協議会HPIに掲載)</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、生活環境に関する課題・ニーズの整理を実施。また、「認知症共生社会の実現に向けた製品・サービスの効果検証事業」の公募を実施。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度は、認知症バリアフリーワーキンググループにて、前年度にとりまとめた報告書の内容を踏まえ、認知症の人に対する接遇方法等をまとめたガイドライン(P)を作成予定。</p> <p>【経済産業省】引き続き、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、製品・サービスの開発についての本人参画、流通のあり方等についての検討を行うとともに、「認知症共生社会実現に向けた製品・サービスの効果検証事業」補助金等において、優れたサービスの社会実装を支援。あ</p>
142 研究開発の成果及び実践される認知症ケアの進捗等に応じて、「アジア健康構想」の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を推進する。	厚生労働省、経済産業省	無	各講演・ブリーフィング等について対応(経済産業省主催の日中介護サービスフォーラムにおける講演、アジア健康構想フォーラムにおける挨拶等)し、国際展開の推進を図ってきた。	引き続き、国際会議の機会や個別の依頼に基づく外国政府等その他の介護関係者との面談の機会を活用し、日本の介護保険及び認知症施策について発信していく。
143 世界でも最速で高齢社会に突入した日本の経験を共有し、国際交流を促進する。	厚生労働省、経済産業省	無	<p>【厚生労働省】以下の機会等を通じて、日本における取組について国際交流・国際展開を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・G20岡山保健大臣宣言における認知症施策への言及</li> <li>・各講演・ブリーフィングに対応(中国若手研究者向けブリーフィング等)</li> <li>・ADI開催のウェビナーへの登壇</li> <li>・大綱の英訳版の整備 等</li> </ul> <p>【経済産業省】-</p>	<p>【厚生労働省】引き続き、国際会議の機会や個別の依頼に基づく外国政府等その他の介護関係者との面談の機会を活用し、日本の介護保険及び認知症施策について発信していく。</p> <p>【経済産業省】10月12・13日開催の3rd Well Aging Society Summit Asia-Japanにおいて、「認知症との共生社会実現を目指した官民連携のあり方」と題し、日本での認知症共生、官民連携の取組を紹介するとともに海外(オランダ、フィンランド)における取組を踏まえた議論を発信した。</p>